

令和6年度・第22回農業委員会総会進行

開催日 令和7年1月31日(金) 13:00～15:00

開催場所 SSプラザ川内 301～303会議室

出席委員(16名)

議席番号	委員名	議席番号	委員名	議席番号	委員名
1	中原 良治	2	谷山 隆信	3	薬師寺 しげ子
4	新屋 純子	5	牧田 信一	6	小城 義己
7	木場 祐二郎	8	中島 弘和	9	下茂 正憲
10	木下 博英	11	乙須 紀文	12	有馬 康夫
13	永留 智史	14	山路 一浩	15	西 裕一郎
16	小園 光男	17	磯道 博和	18	梶原 拓二
19	別府 生次				

欠員(0名)

欠席委員(3名)

遅刻委員(0名)

出席推進委員(20名)

議席番号	委員名	議席番号	委員名	議席番号	委員名
21	山下 武徳	22	福壽 久雄	23	濱田 義博
24	春田 実	25	上小川 文男	26	(欠員)
27	鶴屋 賢了	28	廣庭 吉辰	29	中川 大樹
30	馬渡 義文	31	田中 浩徳	32	竹田 栄次
33	永吉 康之	34	徳永 正幸	35	徳永 功
36	鬼塚 幸男	37	豊田 孝之	38	古川 梓
39	高木 成寛	40	早崎 麻美子	41	辻 孝一郎

欠席推進委員(0名)

事務局出席者 平局長・西代理・梶原主幹・長沼G員・田上G員・松下G員
・富士代職員

薩摩川内市農業委員会会議規則第14条の規定によって、ここに署名する。

議長(農業委員会会長) _____ ⑩

議事録署名者 _____ 5番 _____ ⑩

_____ 6番 _____ ⑩

議事録作成者 _____ 局長代理 _____ ⑩

議事日程「諸般の報告」

5 報告

報告第67号 農地形質変更届の専決処分について

報告第68号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の専決処分について

報告第69号 非農地証明発行の専決処分について

6 議事

議案第235号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について（知事処分）

議案第236号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について（知事処分）

議案第237号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について（知事処分）

議案第238号 農地法第5条の規定による農地等の賃借権設定許可申請承認について（知事処分）

議案第239号 非農地証明願承認について

議案第240号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について

議案第241号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について

議案第242号 農地法第3条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について

議案第243号 農地法第3条の規定による農地等の区分地上権設定許可申請承認について

議案第244号 農用地利用集積計画案（利用権設定）の意見決定について

議案第245号 農用地利用集積計画案（所有権移転）の意見決定について

議案第246号 農用地利用集積計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について

議案第247号 令和6年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書（案）について

議案第248号 薩摩川内市地域計画策定に係る意見について

7 その他

(1) 2月総会の日程について

(2) その他

【開始 13 : 00】

会 長

皆さん、おめでとうございます。

また、本年も農業委員会をよろしく願いいたします。

本日は寒い中、総会に御出席くださいますして本当にありがとうございます。

また、今年、私たちに残された課題は、後14か月余りになっておりますので、一生懸命皆様と頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

今月、私も常設、色々しましたけど、各市町村からの課題が結構出ております。

市町村からの議題が16市町村からありまして、4条が7件、5条が42件ございまして、薩摩川内市は5条が1件、常設の方にかかっております。

1番多いのが、今問題になっております営農型太陽光の方が、大隅と知覧が結構あるのですが、お茶が結構終わって、もう就農にも余り影響はないかなという、常設の方もされるところでございます。

そしてまた1月20日、地域計画説明会にも皆様、御出席くださって本当にありがとうございます。

今から農政のほうも、これをまとめて、また決断していくと思っておりますので、また皆様の御協力をよろしく願いいたします。

また22日には私も第20回薩摩川内市産業祭&JAフェスタの第3回実行委員会がございまして、樋脇町に行きまして予算決算の総会に出席したところでございます。

今年は結構何もかも物価高で施設費が結構かかったということで、ほんの少し5万幾らの繰越しが出てそれをまた市に返すということです。

また来年は、もう少し予算を組まなければちょっと無理かなというところも出て来ております。

そしてまた一つ、畜産の方からの意見がございまして、何でさつま町と薩摩川内市の肉の値段が違ったのかという、問題が出まして、恐らく、さつま町役場の方からも相当補填があったのではと思っておりますので、薩摩川内市もできればそのようにしていただかないと、流れがちょっと変わるんじゃないかなという意見があります。

そしてまた、できれば、日にちを変えてできないかという意見も出ておりましたが、またさつま町との会合をするということで

すけど、ちょっと無理じゃないかなあという意見も出てきております。

また来年はどうか分かりませんが、出品者の区画の方も一緒の価格にしてもらえればいいかなというところがございます。

そしてまた本日は総会ということですので、また本日は個別の議案も結構多いですので、皆様の意見を言っていただきスムーズに、進行いただきたいので、よろしくお願いいたします。

今日は本当にお疲れさまです。

議長 　ただ今から、第22回薩摩川内市農業委員会総会を開催いたします。局長に委員の出席状況を報告させます。

局長 　委員の出席状況について、報告いたします。

定数19名、現在員数19名、出席委員16名、欠席委員は3名で、4番：新屋委員、11番：乙須委員、15番：西委員であり、欠席届が提出されております。

なお、本日出席の農地利用最適化推進委員は20名で全員出席です。

以上で報告を終わります。

議長 　お聞きのとおり、本会は農業委員等に関する法律第27条第3項の規定により、出席委員は過半数に達しているため有効に成立いたしました。それでは本日の総会を、会次第により進めて参ります。

まず、主要事務処理経過報告について、事務局の説明をお願いします。

西代理 　主要事務処理経過報告について説明いたします。

総会資料の1ページをご覧ください。

1月6日に農業委員会仕事始め式が農業委員会執務室で開催され、会長・会長代理が出席されております。

引き続き、新年の挨拶回りに県農村振興課、農業会議、地域振興公社、農協等に訪問しております。

9日と10日が定例の現地調査です。

10日に常設審議委員会がホテルウェルビューかごしまで開催され、会長、事務局職員が出席されております。

14日に樋脇地域の営農型太陽光発電施設関連の現地調査を行っております。

17日に第21回運営委員会が本庁舎502会議室で開催され、会長運営委員、事務局職員が出席しております。

20日に地域計画説明会が消防局で開催され、会長他、出席されております。

22日に第20回薩摩川内市産業祭&JAフェスタ第3回実行委員会が樋脇公民館で開催され、会長が出席されております。

29日に担い手組織総会及びニューファーマー営農塾閉校式が北薩地域振興局さつま庁舎で開催され、会長、事務局長が出席されております。

そして、本日第22回農業委員会総会、SSプラザ川内で開催となっております。

以上で説明を終わります。

議長 主要事務処理経過報告がございましたが、何か御質疑ございましたか。

委員 (なしの声あり)

議長 「なし」ということですので、主要事務処理経過報告を終ります。次は、議事録署名者の選任ですが、こちらの方で指名してよろしいでしょうか。

委員 (はいの声あり)

議長 ご異議ございませんので、
5番：牧田 信一 委員
6番：小城 義己 委員にお願いいたします。
それでは、さっそく、会次第5の報告に入らせていただきます。
初めに、報告第67号「農地形質変更届の専決処分について」を議題とします。
事務局の内容説明をお願いします。

西代理 報告第67号を説明いたします。資料は2ページをご覧ください。位置図、調査表は備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号8番の1件です。登記地目 畑1筆 555㎡の届出がありました。

内容といたしましては、いずれも、盛土し畑として農地有効利用を図るための届出です。

従いまして、現地調査の結果、被害防除計画に妥当性があると

7,462 m²の証明発行願が提出されました。

非農地の議決内容につきましては、備考欄の議決日、議決番号をそれぞれご参照ください。

何れも農地法第2条第1項に規定する農地では無いことを証明する非農地判断議決済みであり、申請には妥当性があると認められることから、薩摩川内市農業委員会非農地証明書の発行基準5の規定により処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第69号に係る説明を終わります。

議長 　　ただ今、事務局より報告第69号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 　　質疑がありませんので、報告第69号を終わります。
それでは会次第6の議事に入ります。
議案第235号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」を議題といたします。

梶原主幹 　　議案第235号を説明いたします。資料は、16ページをご覧ください。
内容といたしましては、自身の所有する土地を月極駐車場5台を整備する転用申請です。
以上、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。
以上で議案第235号に係る説明を終わります。

議長 　　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

有馬委員 　　12番、有馬が、5番を報告します。
1月10日、徳永功推進委員と事務局 長沼・中城職員と現地調査を実施しましたので、報告します。
位置図2ページ、調査表2ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で保全管理されていました。月極駐車場の目的での申請です。
申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。
以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相

有馬委員

1 2 番、有馬が、1 6 2 番から1 6 8 番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。

1 6 2 番ですが、位置図 3 ページ、調査表 3 ページをご覧ください。申請地の現況は、畑であり、保全管理されていました。一般住宅の目的での申請です。

1 6 3 番ですが、位置図 4 ページ、調査表 4 ページをご覧ください。申請地の現況は、田で耕作されていました。グループホーム及び駐車場の目的での申請です。

1 6 4 番ですが、位置図 5 ページ、調査表 5 ページをご覧ください。申請地の現況は、畑であり、保全管理されていました。一般住宅の目的での申請です。

1 6 5 番ですが、位置図 6 ページ、調査表 6 ページをご覧ください。申請地の現況は、田であり、保全管理されていました。一般住宅の目的での申請です。

1 6 6 番ですが、位置図 7 ページ、調査表 7 ページをご覧ください。申請地の現況は、畑であり、耕作されていませんでした。宅地分譲の目的での申請です。

1 6 7 番ですが、位置図 8 ページ、調査表 8 ページをご覧ください。申請地の現況は、畑であり、耕作されていませんでした。一般住宅の目的での申請です。

1 6 8 番ですが、位置図 9 ページ、調査表 9 ページをご覧ください。申請地の現況は、田で耕作されていませんでした。一般住宅の目的での申請です。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりで。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

以上です。

議長

ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

中島委員

8 番中島です。

1 6 2 番ですけれども、農地区分のところで1種と書いてありますけど、土地改良区事業の施行区域と、農振農用地の違いを教えてくださいませんか。

梶原主幹 農振農用地は、農業振興地域の中に農振農用地という農業政策課がエリアを指定しておりますが、この土地改良区事業の施行区域というのは、過去に国や県の補助事業で整備された土地のことを言います。

それで、農振農用地に入っているところもあるのですが、一部入っていないところもありまして、宮里のところはそういうところになっております。

農振ではないですけど過去に事業が行われたところです。

議長 他に御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、採決いたします。

まず、議案第236号については、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。議案第236号は、原案のとおり承認されましたので、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

議長 議案第237号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について」を議題といたします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第237号を説明いたします。資料は、20ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

叔母から申請地を譲り受け、一般住宅の目的での申請です。

以上、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第237号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

有馬委員 169番を報告いたします。
12番、有馬が169番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
位置図10ページ、調査表10ページをご覧ください。申請地の現況は、畑であり、耕作されていませんでした。一般住宅の目的での申請です。
申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。
以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。
以上です。

議長 ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、採決いたします。
まず、議案第237号については、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。議案第237号は、原案のとおり承認されましたので、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次に、議案第238号「農地法第5条の規定による農地等の賃借権設定許可申請承認について」の受理番号188番と190番を除く受理番号170番から187番及び189番と議案第242号「農地法第3条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」と議案第243号「農地法第3条の規定による農地等の地上権設定許可申請承認について」は樋脇地域の営農型太陽光発電施設関係ですので、最後にまとめて審議いたします。

それでは、議案第238号「農地法第5条の規定による農地等の賃借権設定許可申請承認について」の受理番号188番及び190番を審議いたします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第238号受理番号188番及び190番を説明いたしま

す。資料は、29ページ、30ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

188番は、入来町の営農型太陽光発電施設の一時転用で、3回目の更新での申請となります。

190番は、3月に供用開始される県道に伴い、その沿線上に店舗（コンビニ）及び駐車場26台を整備する目的の申請です。

以上、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第238号受理番号188番及び190番に係る説明を終わります。

議長 　　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

梶原委員 　　18番、梶原が、188番を報告します。

1月9日、豊田推進委員と事務局 長沼・松下職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図27ページ、調査表29ページをご覧ください。申請者は、再生エネルギーの資源を用いた発電業者で、申請地を貸借し、支柱を高くした太陽光発電施設を設け、その下部には、農地として利用する営農型太陽光発電設備施設です。下部の農地には、現在、センリョウが栽培されており、法定添付書類となっている営農計画書、知見者の意見書も添付されています。

今回、3年間の一時転用期間が満了になることから、3回目の更新申請をされたものです。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

以上です。

永留委員 　　13番、永留が190番を報告します。

1月10日、辻推進委員と事務局 平・松下職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

190番は、位置図29ページ、調査表31ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で耕作されていませんでした。店舗・駐車場のための申請です。

利用状況調査において、A 分類の緑・黄の判定をしている農地です。また、イノシシ等の鳥獣害被害が多く、地元でも土地の有効利用を永年検討しているとのことでした。委員の現地調査報告を受け、ご協議いただきたいと思えます。

なお、別紙資料に色付けした全体の区域図に現況写真を示しておりますので、現地の状況を確認ください。

総会で農地法第2条第1項に規定する農地では無いことを証明する非農地と判断されると、非農地証明書を添えて法務局において、地目の変更申請手続きにより、登記官の現況判断で地目変更が可能となります。

以上で、議案第239号に係る説明を終わります。今回の用地については、皆さん総会で御協議頂ければと思えます。

以上、議案第239号に係る説明を終わります。

西 代理 すいません、補足説明いたします。

令和7年1月29日（水）午後1時10分に地元の土地所有者7人と[]の[]さん計8名が、今回の議案第239号非農地証明願いについて、農業委員会事務局へ来庁されました。

その時の地元としての要望をお伝えいたします。

地元としては、水利組合も解散し、これから農地として活用する見込みはありません。

また、高齢化と有害鳥獣被害等によりこの申請地域の農地の耕作者は現在も将来も出てくる見込みはありません。

地元としては、このまま農地を荒地として残すより、非農地にしたいので、農地以外で地元の活性化を図っていきたくつもりです。

是非、非農地として、認定いただきたいとのことでした。

その時に事務局として、地元の方々に回答しております内容は、1月31日の農業委員会総会において、議案として計上しています。

農業委員会総会は農業委員19名、農地利用最適化推進員20名合計39名で協議し、法令に基づき許可か不許可を決定いたします。

今回の要望については、総会の場でお伝えするが、許可になるか、不許可になるかは、総会を経てもわかりません。

なお、本市の非農地判断基準は、農地に雑木等やぬた場の状態になり農地として復元することが不可能である場合に非農地として認めています。

単に、せいたかあわだち草等が生えて草刈り機で刈れる場合は緑判定、黄色判定となり、非農地の赤判定ではありません。

また、個人の感情等で判断せず、法令に基づいて、本市全体の公平性を鑑み判断することになりますと事務局からは回答・お伝えしております。

以上、補足説明を終わります。

議長 　　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

永留委員 　　13番、永留が38番から70番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

まず、38番ですが、位置図30ページ、調査表32ページをご覧ください。

申請地の現況は、昭和60年に相続する以前から耕作しておらず、原野化しております。

38番に関しては、本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響のないことから証明書を発行すべきと考えます。

次に、39番から70番ですが、位置図31ページ、調査表33ページから64ページをご覧ください。

申請地の現況は、約15年前から耕作しておらず、原野化しております。

現地調査の際、申請代理人と地権者、18名が立会していただき、調査を実施いたしました。

申請地の総面積は、2.3ヘクタール、一部、復元可能と思われる農地もありますが、水路もなく、多くは湿田となっており、機械等の耕作ができない状態でした。また、イノシシ等の鳥獣害の被害もあります。

地元でも、農地の活用について、永年、検討を重ねてきたようですが、農地としての活用を見いだせないまま、現在に至っている状況です。

道路に面しており、申請地の南側には、住宅も形成されております。

39番から70番に関しては、申請地の総面積が広大であること、および、農地の現況から申請地の農地の一部分は、機械導入で復元できる可能性があります。本市非農地証明書の発行基準である「農地に復元することが困難であり、かつ、復元しても農地として活用する利益に乏しい土地」を満たしていると思いますので、総会でご協議いただき、非農地証明の是非について、決定いただきたいと思います。

以上です。

議 長 　　ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

永留委員 　　13番 永留です。
すみません。協議会にしてください。

議 長 　　協議会へ変更します。

(協議会へ変更)

議 長 　　総会に戻します。
何かご意見ございませんか。

中島委員 　　8番中島です。
いろいろ審議を頂いているのですが、なかなか法的な問題とか、地元の要望とかいろいろありますので結論が簡単には出そうにないので、一旦保留にさせていただいて、再度、現場等を見ながら検討していただくというふうにさせていただいたらどうでしょうか。

議 長 　　只今、中島委員が述べられたように、保留にいたしまして、現場確認後、判定か非判定か審議でよろしいでしょうか。

委員・推進委員 (異議なしの声あり)

議 長 　　それではこの議案は保留にいたしまして、来月の議案にいたします。

梶原主幹 　　今保留にして皆さん現地調査をさせていただいてという話ですが、日程の調整をさせていただきたいと思います。2月19日水曜日ですけれども、中間管理事業の説明会を予定しております。
お昼から予定しておりますが、13時30分からしようと思っていたのですが、13時から開催させてもらって、1時間半ぐらいを予定しますので、14時半ぐらいに終わって、あと、都合がつく方は田海の方に行ってください、現地調査の方を実施していただくという形ではどうかなということで事務局は思っておりますが、御意見を頂ければと思います。

議長 　　ただいま事務局の説明がございましたが、どうですか。

委員・推進委員 　　（異議なしの声あり）

議長 　　議案第239号については、2月19日の農地中間管理事業研修の後に全員で現地調査することといたします。

議長 　　議案239号の38番を、審議いたしますので、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 　　（挙手）

議長 　　賛成全員でありますので、議案239号の38番は、原案のとおり承認されました。

　　次は、議案第240号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」を議題とします。

　　事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 　　議案第240号を説明いたします。資料は39ページから40ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

　　今月の申請は、受理番号95番から101番の7件で、田8筆11,051㎡、畑3筆556㎡、合計11筆11,607㎡の申請がありました。

　　申請理由は、譲受人の「規模拡大」「営農開始」、譲渡人の「労力不足」等により、それぞれ売買されるものです。

　　95番から97番は、新規就農のため、営農計画書が添付されています。

　　申請内容を農地法第3条第2項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件、及び農作業従事日数、集団化、効率的且つ、総合的な利用に係る、地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

　　従いまして、何れの申請地も農地以外の目的で売買されるものではありません。

　　以上のようなことから、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。以上で、議案第231号に係る説明を終わります。

議長 　　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

有馬委員 　　12番、有馬が95番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
位置図32ページ、調査表65ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で保全管理されていました。権利取得後は、野菜等を栽培予定です。
規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。
以上です。

永留委員 　　13番、永留が96番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
位置図33ページ、調査表66ページをご覧ください。
申請地の現況は、田で保全管理されていました。新規営農開始となり、営農計画書が添付されております。権利取得後は、水稻を栽培予定です。
権利取得者は、新規営農のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。
以上です。

小園委員 　　16番、小園が97から100番まで報告いたします。
1月9日、古川推進委員と中城職員と現地調査を実施しましたので報告いたします。
97番を御覧ください。
位置図、34ページ、調査表67ページを御覧ください。
申請地の現状は、畑で保全管理がされておりました。野菜の予定です。営農計画書添付です。
次に98番を報告いたします。
位置図35ページ、調査票68ページを御覧ください。
申請地の現状は、田で保全管理されて、飼料栽培目的です。
次に99番を報告いたします。
位置図36、調査表69ページを御覧ください。
申請地の現状は田で、保全管理をされていませんでした。
続いて、100番を報告いたします。
位置図37ページ、調査表70ページを御覧ください。

申請地の現状は田で保全管理をされておりました。水稻を栽培予定でございます。

規模拡大のための経営所得で経営意欲も高く全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。
以上です。

牧田委員 5番 牧田が101番を報告いたします。

1月9日、早崎推進委員と事務局 長沼、松下職員と、現地調査を実施しましたので報告いたします。

位置図38ページ、調査表は70ページを御覧ください。

申請地の現況は畑で野菜を耕作されておりました。

権利取得者は、規模拡大のための権利取得で、引き続き野菜を栽培される予定で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題なく、申請は許可相当と考えます。

以上です。

議長 ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、一括して採決いたします。

議案第240号については、原案のとおり処分決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。議案第240号は、原案のとおり許可することに決定いたします。

次は、議案第241号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第241号を説明いたします。資料は41ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号102番から105番の4件で、登記地目 田3筆1,978㎡ 畑4筆1,431㎡ 合計7筆3,409㎡の申請がありました。

申請理由といたしましては、親、親族間等の贈与によるもので

す。

103番、105番は、新規就農のため、営農計画書が添付されています。

申請内容を農地法第3条第2項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件及び農作業従事日数、集団化、効率的かつ総合的な利用に係る地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

従いまして、いずれの申請地も農地以外の目的で贈与されるものではありません。

以上のようなことから、許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、議案第241号に係る説明を終わります。

議長 　　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

有馬委員 　　102番を報告いたします。

12番、有馬が102番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図39ページ、調査表72ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で耕作されていました。権利取得後は、水稲を栽培予定です。

規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。

以上です。

永留委員 　　13番、永留が103番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図40ページ、調査表73ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で耕作されていました。新規営農開始となり、営農計画書が添付されております。権利取得後は、野菜等を栽培予定です。

権利取得者は、新規営農のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。

以上です。

小園委員 　　15番小園が104番を報告いたします。

調査日、調査員は先程とおなじです。

位置図41ページ、調査表74ページを御覧ください。

申請地の現状は田で管理はされておりました。水稲を作る予定で

す。

規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。

以上です。

磯道委員

17番 磯道が、105番を報告いたします。

去る1月8日、廣庭推進委員、坂本職員、本人立会いのもと、現地調査を行いましたので報告いたします。

位置図42ページ、調査表75ページを御覧ください。

申請地の現況は、田と畑で2726-1、2726-4は、田で耕作されていました。

2515は現在、耕運していましたが、耕作はしていませんでした。

また、1524番は畑で、現在、草取りをした状況でした。

権利取得者は、規模拡大のための権利取得で、営農計画書も添付しており、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。

以上です。

議長

ただ今、調査員の報告が終わりました。

質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議長

ないようですので、一括して採決いたします。

議案241号につきまして、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

(挙手)

議長

賛成全員であります。

議案241号につきまして、原案のとおり許可いたします。

次は、議案第244号「農用地利用集積計画案（利用権設定）の意見決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき市長部局より提出されましたので、当委員会の意見について審議を求めるものでございます。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹

議案第244号を説明いたします。資料は52ページから55

認定農業者であり、かつ申請地は農業振興地域の整備に関する法律に規定する、農業振興地域内の農用区域農地であり、認定農業者の要件に係る農業経営改善計画による規模拡大のため、農業経営基盤強化促進法等の一部改正がありましたが、地域計画を計画するまでは、改正前の農業経営基盤強化促進法第21条第1項に規定する「不動産登記法の特例」による嘱託登記をすることができます。

申請内容を農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局の説明が終わりました。
　　　　質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 　　　　　　　　　　（なしの声あり）

議長 　それでは、受理番号14番を除く受理番号15番から17番について、賛成の委員の挙手をお願いします。

全委員 　　　　　　　　　　　　　　（挙手）

議長 　賛成全員であります。議案第245号受理番号15番から17番につきまして、原案のとおり意見決定されました。

次に、議案第234号、受理番号14番に係る議事参与案件について審議に入ります。

木場委員は農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」を受けますので、退席をお願いします。

木場委員 　　　　　　　　　　　　　　（退席・退室）

議長 　議案第245号、受理番号14番につきまして、事務局の内容説明をお願いします。

梶原G長 　農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」を受け
る議案第245号受理番号14番に係る利用権の設定を受ける者が、
当委員会農業委員の木場委員のご本人ですので、内容説明いたします。

資料は57ページ上段をご覧ください。

認定農業者であり、かつ申請地は農業振興地域の整備に関する法律に規定する、農業振興地域内の農用区域内農地であり、認定農業者の要件に係る農業経営改善計画による規模拡大のため、農業経営基盤強化促進法等の一部改正がありましたが、地域計画を計画するまでは、改正前の農業経営基盤強化促進法第21条第1項に規定する「不動産登記法の特例」による嘱託登記をすることができます。

申請内容を農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局の説明が終わりました。
　　　　質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 　　　　　　　　　（なしの声あり）

議長 　　ないようですので、採決いたします。
　　　　議案第245号受理番号14番に係る議事参与案件は、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 　　　　　　　　　（挙手）

議長 　　賛成全員であります。議案第245号受理番号14番に係る議事参与案件は原案のとおり意見決定いたします。
　　　　木場委員の入室をお願いします。

木場委員 　　　　　　　　　（入室・着席）

議長 　　それでは、議案第245号「農用地利用集積等促進計画案（所有権移転）の意見決定について」は、原案のとおり意見決定されましたので薩摩川内市長へ許可意見を付して書類送達することといたします。

次に、議案第246号「農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき市長部局より提出されましたので、当委員会の意見について審議を求めるものでございます。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第246号を説明いたします。資料は58ページから60ページをご覧ください。

今月の申請は、田23, 938㎡、畑52, 664㎡、合計76, 602㎡の申請がありました。

中間管理権設定46件中、認定農業者等に係る分は29件です。

申請内容を農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の規定に基づき農用地利用の配分計画を審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、一括して採決いたします。
原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。
それでは、議案第246号「農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について」は、原案のとおり意見決定されましたので薩摩川内市長へ許可意見を付して書類送達することといたします。

次は、議案第247号「令和6年度薩摩川内市農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書の市長提出について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

西代理 令和6年度薩摩川内市農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書の市長提出についてご説明いたします。

農地等の利用の最適化の推進に関する事項に係る事務をより効率的かつ効果的に実施するため、農地等利用最適化推進施策の改善について意見を求めるものであります。

提案理由といたしまして、農業委員会等に関する法律第38条第1項に規定する農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務をより効率的かつ効果的に実施するため必要があると認

めるときは、農地等の利用の最適化の推進に関する施策を企画立案し、又は実施する関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならないと謳われているため提案するものであります。

農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、本委員会はその所掌事務の実施を通じて、農地利用最適化施策の改善に向けた意見を取りまとめましたので提出します。

具体的に意見書内容については、先月の農地利用最適化推進会議で説明したとおり本資料69ページから70ページに記載のとおりであります。

なお、当意見書については、令和7年2月6日（木）10時から、市長応接室において、農業委員会会長、両会長代理、市長部局は市長・副市長・農林水産部長、農業政策課長が出席のもと、意見書を提出し、意見交換会を開催することとしております。

以上で、令和6年度薩摩川内市農地利用最適化推進施策の改善に関する意見書の説明を終わります。

議長 　　ただ今、事務局の説明が終わりました。
　　　　　質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 　　　　　　　　　（なしの声あり）

議長 　　ないようですので、一括して採決いたします。
　　　　　議案第247号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 　　　　　　　　　（挙手）

議長 　　賛成全員であります。議案第247号は、原案のとおり許可することに決定いたします。

　　　　　次は、議案第248号「薩摩川内市地域計画の策定に係る意見書について」を議題とします。

　　　　　事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 　　本市の地域計画は、人・農地プランをベースに24地区を策定、人・農地プランが未策定だった4地区を加え、28地区の地域計画策定されています。

　　　　　また、その目標地図については、中山間地域等直接支払交付金に参加している集落協定の対象農地と多面的機能直接支払交付金に

すので、一括して審議いたします。

梶原主幹

議案第238号及び議案第242号並びに議案第243号を一括して説明いたします。資料は、議案第238号は、21ページから30ページ、議案第242号は、42ページから46ページ、議案第243号は、47ページから51ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

まず、議案第242号の農地法第3条の使用貸借権設定から説明いたします。営農型太陽光発電施設は、令和5年度・令和6年度に許可された太陽光発電施設の下部で営農する2法人です。

遊休農地を利用する予定の法人は、先の許可と同様に、ソバを栽培する計画です。また、認定農家である法人も、先の許可と同様、ミョウガ、サトイモ、コンニャクイモを栽培計画です。

資料の令和5・6年度営農型太陽光発電施設の設置及び耕作状況をご覧ください。1月15日に農地の状況について、調査したものととなります。パネル設置が完了していない箇所が5箇所、農地の状態として、適正な管理がされていると判断できない箇所が、17箇所となっています。

ソバを栽培予定の法人の農地は、湿田の解消が不十分な農地でソバ栽培が困難と思われる箇所も存在しています。また、認定農家の法人は、造成のみで放置している箇所がありました。

このことから、農地法第3条第2項第1号の全部効率要件「農地の権利を取得しようとする者は、その世帯員が保有している農地を含め、それらの者が全て農地を効率的に耕作すること」となっており、申請時点で、適正な営農で管理がされていないものと判断いたします。調査された委員の調査報告を受け、ご審議いただければと思います。

議案第238号170番から187番及び189番は、パネル176枚と引込柱1本の許可後、10年間の一時転用となります。

また、議案第243号は、議案238号の一時転用に伴う、区分地上権設定では、地上、2.6mから3.4mにパネルを設置するための区分地上権となり、許可後10年間で設定使用とするものです。

本日お配りしました、資料の中に議案第238号、補足説明資料で、申請地農地の状況というのがございます。

今回の申請箇所の写真を撮っておりますので、見ていただきたいと思うのですが、1番最後のページに、営農型太陽光発電施設の一覧表というのを付けておりますのでそれを見ていただきたいと思います。

今回の申請地についてまとめておりますが、見ていただきたいのが、1番右側の黄色で囲んでいるところ、設備認定の期限日というのが記載してあります。

これは何かといいますと今回の営農型太陽光は、FITということで、固定買取価格の分で、営農型をしたいということでの申請でございます、そのFIT認定のための設備認定というのを許可されて3年目を迎える。

日にちが早いもので、今年の1月5日、長くても2月17日までの部分での申請となっております、3年間の認定を受けていることとなりますので、私どもの方は申請の段階で、12月に受け付けたときに、設備認定が切れるんだけれども大丈夫ですかということで申請者の方に確認しておりましたが、法律の改正によりまして、1年間の猶予があるということで聞いておりました。

なので、ぎりぎり総会にかかって許可されたときには大丈夫ということで思っていたのですけれども、農業会議等に相談しましたところ、その分が大丈夫かどうかということで、経済産業省ですね、新エネルギー庁の方に確認したほうがいいということで、直接電話して確認させていただきました結果です。

農地の場合は、認定が3年間のうちに、認定を受けないと、その期日をもってその分は失効するというところでございます。

ですので、転用許可を受けていないと、延長もなにもなくて、設備認定を受ける3年間のうちに、農地については申請しないとFITの許可は取消しになりますよということが、1月末にかけて長沼君の方が電話して確認がとれたところです。

なので、先ほど言いました農地法3条もなんですけれども、5条の申請自体も許可をもらえる前に、期日が来たものでありまして、一般基準の他法令の確実性が損なっている申請になるということで判断されるということでもあります。

ですので、今回のことを踏まえてですね、御審議頂ければと思っております。

すみません、資料の訂正をしていただきたいと思っております。その一覧表のですね、番号で言いますと10番のところの農地面積のところは1, 119㎡となっておりますが、ここは1, 320㎡ですので、訂正していただきたいと思っております。

同じく、農地総面積のところも1, 119になっていますが、1, 320の方に訂正をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、木場調査員にまとめて報告をお願いします。

木場委員 　7番、木場が、営農型太陽光発電施設に関連する議案第238号170番から187番及び189番と議案第242号並びに議案第243号を報告します。

1月14日、山路委員と馬渡推進委員、鬼塚推進委員と木場と事務局 梶原・長沼・中城・松下職員と2班体制で現地調査を実施しましたので、報告します。

令和5年度から令和6年度に許可を受け、営農型太陽光発電施設の下部で、営農をすることになっている2法人が、今回、農地法3条で農地を借り受け、ソバ等を耕作する目的で申請しております。

事務局からの説明のとおり、未着工やパネルのみの設置等、営農している状況にない農地が多く、新たな3条許可について、許可すべきか、現地を確認してまいりました。

利用状況調査でA分類やB分類になっている農地について営農を計画している法人についてですが、農地の現況は、雑木等が繁茂している状況です。

また、地目が田の農地については、湿田が多く、ソバの栽培には不向きな農地が多数であり、申請書からその対策がなされているか確認できませんでした。

申請人へ確認した際は、ソバ作りができない時に検討する等の発言があり、申請前に十分、作物の選定をされてない印象を受けました。

先に許可されている農地についても、それが主な要因で耕作していないのではと感じられる箇所がお配りの資料でも確認できると思います。

次に、認定農家である法人が営農する農地についてですが、耕作はされておらず、一部、遊休農地化している状況でした。

耕作者から自身の本業であるゴボウ栽培で人手が足らず、ソバ作りする法人から人手を借りて計画しているとのことでした。

このようなことから、営農する2法人について、農地法第3条の許可基準である農地法第3条第2項第1号の全部効率要件の農地の権利を取得しようとする者は、その世帯員等が保有している農地を含め、それらの者が全て農地を効率的に耕作することに抵触するものと現地調査を実施した委員の協議では判断いたしました。

総会でご協議いただき、意見決定いただければと思います。

議案第238号と議案第243号については、営農型太陽光発電施設の一時転用及び区分地上権設定の申請となります。

議案第238号170番から187番及び189番は、転用目的は、営農型太陽光発電施設であり、パネル176枚と引込柱1本の一時転用となります。

議案第243号は、営農型太陽光発電施設設置に伴う区分地上権の設定で、期間は、転用許可後から10年間となり、地上2.6mから3.4mにパネルを設置する区分地上権設定となっています。

転用実行者は、2法人ですが、一般基準である「資力等」については問題ないものと判断しますが、「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」では、営農する法人の現在の耕作状況では、確実性があると判断がすることが、困難と思われれます。

以上、総会で3条申請の審議を踏まえ、本件についても、総会で意見決定いただければと思います。

以上です。

議長 　　ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

長沼グループ員 　　補足で御説明させていただくんですけども、2法人のうちの一つ、1法人、伊佐ファームなのですけども、こちらはですね、令和5年、6年にかけて17件許可を出しているところですよ。

本店は伊佐市に置いているんですけども、伊佐市の方でも、営農型太陽光の一時転用許可を14件取っております。

伊佐市での耕作状況も確認してみたんですけども、伊佐市に本店を置いていながら、伊佐市においてもそばの収穫とかは全くされていない状況でした。

以上報告です。

議長 　　ただ今、長沼グループ員、事務局の説明がございましたが、何か、ご意見はないですか。

木場委員 　　協議会に切り替えてください。

議 長 ところで協議会に切り替えます。

(協議会)

議 長 総会に戻します。
何か、ご質疑ありますか。

山路委員 山路です。
農地法 3 条の全部効率要件が、これを見た限りでは、どう
見ても不適切な為、不許可にするのが望ましいと私は考えます。
以上です。

議 長 ほかにございませんか。

中島委員 8 番 中島です。
農地法 5 条についてですけど、一般基準である営農部分の
転用について妥当性が認められないため、不許可とすることが
望ましいと思います。
以上です。

議 長 ほかに何か意見ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、採決いたします。
まず、議案第 2 4 2 号「農地法第 3 条の規定による農地等
の使用貸借権設定許可申請承認について」は、農地法第 3 条
第 2 項第 1 号の規定に基づく許可基準である全部効率要件等
が不適當のため、不許可とすることに賛成の方の挙手をお願い
します。

全 委 員 (挙 手)

議 長 挙手全委員であります。
議案第 2 4 2 号「農地法第 3 条の規定による農地等の使用貸借
権設定許可申請承認について」と農地法第 3 条第 2 項第 1 号に基
づく許可基準である全部効率要件等が不適當のため、不許可とい
たします。

次に、議案第238号「農地法第5条の規定による農地等の賃借権設定許可申請承認について」170番から187番及び189番と議案第243号「農地法第3条の規定による農地等の地上権設定許可申請承認について」を一括して採決いたします。

先ほど、議案第242号「農地法第3条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」は、農地法第3条第2項第1号に基づく許可基準である全部効率要件等が不相当のため、不許可としており、営農型太陽光発電施設の転用目的である営農が見込めない、及び、営農型太陽光発電FIT（固定価格買取制度）については、認定後、3年以内に農地転用許可が得られない場合、FIT認定条件を満たさないものとして、FITの認定が取り消されますが、当該本申請のFIT認定はすでに取り消されている物件や令和7年1月まで全て取り消されるため、農地法第5条第2項第3号に基づき当該申請に係る用途に供することが確実と認められないため、議案第238号については、不許可相当の意見決定、議案第243号については、不許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

全委員

(挙手)

議長

挙手全委員であります。

議案第238号「農地法第5条の規定による農地等の賃借権設定許可申請承認について」170番から187番及び189番は、営農型太陽光発電施設の転用目的である営農が見込めないため、及び、営農型太陽光発電FIT（固定価格買取制度）については、認定後、3年以内に農地転用許可が得られない場合、FIT認定条件を満たさないものとして、FITの認定が取り消されますが、当該本申請のFIT認定はすでに取り消されている物件や令和7年1月まで全て取り消されるため、農地法第5条第2項第3号に基づき当該申請に係る用途に供することが確実と認められないため、不許可相当が妥当であるとの意見を付して、鹿児島県知事に進達いたします。

また、関連する議案第243号「農地法第3条の規定による農地等の地上権設定許可申請承認について」は、農地法第5条が不許可相当と意見決定されましたので、不許可といたします。

以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。

次は、会次第7のその他に入ります。

(1) 2月の申請等現地調査及び総会の日程について事務局の説明をお願いします。

西 代理 2月行事予定（案）について説明いたします。お手元に配付しております行事予定（案）をご覧ください。

まず、現地調査ですが、10日（月）が本土川内地域、7日（金）が本土4支所の予定です。調査員は記載のとおりです。

また、議案提出状況により調査コース、時間等の調整を事務局で行い連絡いたします。甑地域におかれましても、同様に調整をお願いいたします。

川内地域については、申請が多い場合は3班体制で、本庁・支所のいずれも午前中までは終了の形をとります。

川内地域は、午前8時30分までに農業委員会事務局横の502会議室にご集合ください。

次に、支所班は、各支所で集合解散とし、いずれも午前中までには終了予定です。

それから、下段に記載の2月総会は2月25日（火）午後1時から、SSプラザ川内の3階第301から第303会議室を予定しています。

また、裏面は2月から4月の行事予定を記載してあります。

行事につきましては、後ほどご確認いただき、今後の予定等にお役立てください。

以上で説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりましたが、この件についてご質問、ご意見等はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 そのほかに、事務局から何かございませんか。

梶原主幹 本日配付しました資料1、令和6年度農地利用状況調査及びの利用意向調査の結果について見てください。

令和6年度の利用状況調査の結果になります。

分類が4,540,615平米ということで、A分類も減少しております。

ただ、B分類赤判定の分が2,270,052㎡と増えております。

A分類のほうは緑判定は減っておりますが、その分、赤判定に移行したのが多いということが推測されます。

また、それに伴って非農地判断する分なのですが、確固書きで書いてあります欄に2月総会に利用状況調査に伴う非農地判断するというので、1, 105, 598㎡を提案する予定となっております。

また利用意向調査の対象の方を令和6年度を見ていただければと思いますが、A分類のうち、所有者不明農地を除きました分で利用意向調査を開始する面積が264, 092㎡、筆数でいうと356筆、267人の方に12月末に郵送で意向調査を送っております。

その結果が1月末で締めてですね、あとまた準備ができましたら皆さんに3番の方でどういう使われ方をするかという御報告をさせていただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

議長 他に事務局から何かございませんか

議長 それでは、全体的に何かございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 これをもちまして第22回薩摩川内市農業委員会総会を閉会いたします。

西代理 皆さん、ご起立下さい。
一同礼。ご着席ください。

「閉会」

【終了 16:00】